

いじめ防止基本方針

1. いじめに対する基本認識

[いじめの定義]

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的もしくは肉体的な苦痛を感じているもの。

[いじめの態様]

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 冷やかされる・からかわれる・悪口や脅し文句・いやなことを言われる② 仲間はずれにされる・集団による無視をされる③ 軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる・蹴られる④ ひどくぶつかられる、叩かれる・蹴られる⑤ 金品をたかられる⑥ 持ち物を隠される・盗まれる・壊される・捨てられる⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられる⑧ パソコンや携帯電話を使って、悪口や嫌なことをされる |
|--|

いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものである」との認識に立ち、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校生活全体を通じて、児童一人ひとりに徹底する。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

「いじめの防止」・「早期発見」及び「いじめに対する措置」を総合的かつ効果的に推進する。

2. 「いじめの防止」に向けて

① 基本的考え方

いじめは「どの子にも、どの学校においても起こり得る」また、「暴力を伴わないいじめ」については、目に見えにくいと同時に、どの児童にも起こりうるものであり、しかも、大半の児童が巻き込まれるものである。

② いじめ防止のための措置

ア) 共通理解

- ・教職員全員の共通理解を図る。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・児童の社会性を育む。
- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・他者とコミュニケーションを図る能力（自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して

行動できる力)を育てる。

(豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育む。)

→読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。

(生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てる。)

→自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。

ウ)いじめが生まれる背景と指導上の注意

・勉強や人間関係のストレスがいじめ加害の背景にある。

→「わかりやすい授業づくり」

→「一人一人が活躍できる集団づくり」

→「ストレスに適切に対処できる力を育む」

・教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認することになり、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。

エ)自己有用感や自己肯定感を育む

・他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供する。

・困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを設ける。

オ)児童がいじめについて学び、取り組む

2.「早期発見」に向けて

①「いじめ早期発見のための措置」

ア)児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。

・児童の見守りや信頼関係の構築に努める。

・児童に対して多忙さやいらいらした態度を見せない。

・児童の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。

イ)児童の状況把握(児童の小さなサインを見逃さない)

・休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配る。

・個人ノートや連絡帳を活用して、交友関係や悩みを把握する。

・個人面談を行う。

・学校の教職員で情報を共有する。

・定期的なアンケート調査を行う。(6月、10月、2月)

・児童の遅刻回数・欠席日数が多い場合、生活習慣や体調不良に起因するものなのか、いじめによるものなのかを検証する。

3.「いじめに対する措置」に向けて

①基本的な考え方

○発見・通報を受けた場合には、「いじめ対策委員会」で判断し、速やかに対応する。

○被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

○教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

②いじめの発見・通報を受けたときの対応

(初期対応)

- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

(対応の体制)

- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、管理職・関係職員に直ちに情報を共有する。
- ・学校が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

(警察署との連携)

- ・学校が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として扱われるべきものと認めるときには、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。

(事実確認)

- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。

(いじめられた児童の安全確保)

- ・複数の教職員の協力を下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

(いじめられた児童への支援)

- ・いじめられた児童には、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。
- ・児童の個人情報の取り扱いなど、プライバシーには十分留意して以後の対応を行う。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・必要に応じていじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(保護者への連絡)

- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。

④いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめた児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

(保護者への連絡・助言)

- ・事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。

- ・保護者に対する継続的な助言を行う。

(いじめた児童への指導)

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応を行っていく。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(懲戒)

- ・教育上必要があると認める場合には、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

*懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学、停学（義務教育学校に在籍する学齢児童を除く。）、訓告のほか、児童に肉体的苦痛を与えるものではない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割り当て、文書指導などがある。

⑤いじめが起きた集団への働きかけ

(いじめを見ていた児童に対して)

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

(はやしたてるなど同調していた児童に対して)

- ・それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(学級全体に対して)

- ・話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度をいきわたらせる。

⑥ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
→プロバイダに対して速やかに削除を求める。
→必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。

(早期発見の観点より)

- ・ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付などの情報を児童に周知させる。

(パスワード付きサイトや SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめの防止)

- ・学校における情報モラル教育を進める。
- ・保護者においてもこれらについて理解を求めていく。

その他

①組織的な指導体制

- ・いじめへの対応は、校長を中心とした全教職員が一致協力体制を確立する。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を電子データで作成・保存し、児童カルテとともに児童の進学・進級に当たって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制をとる。
- ・具体的な年間計画の作成を行う。

②校内研修の充実

- ・すべての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生活指導上の諸問

題に関する校内研修を行う。

③教員評価

- ・いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日ごろからの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

④地域や家庭との連携

- ・学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

⑤学校基本方針の見直し

- ・学校基本方針は、第 22 条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す。

⑥いじめの防止等の対策のための組織

(いじめ対策委員会)

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

校務運営会議メンバー（校長、副校長、教頭、教務部長、生活保健部長など）ならびに、養護教諭、スクールカウンセラー、警察関係者、児童の学級担任や課外活動指導に関わる教職員などをいじめの防止等の対策のための組織のメンバーとする。また、必要に応じて関係の深い教職員を追加することができる。

(役割)

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取をもとにいじめとして対応すべき事案か否かを判断し、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

英数学館小学校